

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人水澄み会の役員・評議員・苦情対応第三者委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費はその実費とする。

(役員の勤務報酬等)

第4条 施設の職員を兼務する役員の勤務報酬等については給与規定で定めることとする。なお、職員でない理事に対して、法人の業務報酬を支払う場合は理事会にて金額を定めることとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会等に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費はその実費とする。

(評議員の報酬等)

第6条 評議員が評議員会に出席したときには、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費用を支払うことができる。

2 交通費はその実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 苦情対応第三者委員が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費はその実費とする。

(外部委員の報酬等)

第8条 外部委員が評議員会等に出席したときには、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費用を支払うことができる。

2 交通費はその実費とする。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬等は、当日に現金にて支給又は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(出張旅費)

第9条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表1により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する

この規程は、平成29年 6月 16日より改定適用する

この規程は、令和 4年 4月 1日より改定適用する

別表1（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	実費とする
監事監査指導報酬等	10,000円	実費とする
評議員会出席報酬等	10,000円	実費とする
苦情対応第三者委員	10,000円	実費とする